

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第26号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(83) (略) (84) <u>食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。）</u> （知事が指定したものを除く。次号から第87号までにおいて同じ。） (84)の2 <u>食品表示法第6条第5項の規定により、指示（同条第1項の規定によるものに限る。）に係る措置をとるべきことを命ずること。</u> (84)の3 <u>食品表示法第7条の規定による公表（同法第6条第1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第5項の規定による命令に係るものに限る。）を行うこと。</u> (85) <u>食品表示法第8条第1項及び第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること。</u> (86) <u>食品表示法第12条第1項の規定による申出を受けること。</u> (87) <u>食品表示法第12条第3項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること。</u> (88)～(184) (略)	(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(83) (略) (84) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の14第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（知事が指定したものを除く。）。</u> (84)の2 <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14第4項の規定により、指示（同条第1項の規定によるものに限る。）に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。</u> (84)の3 <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14の2の規定による公表（同法第19条の14第1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第4項の規定による命令に係るものに限る。）を行うこと（知事が指定したものを除く。）。</u> (85) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査させること（知事が指定したものを除く。）。</u> (86) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第21条の2第1項の規定による申出を受けること（知事が指定したものを除く。）。</u> (87) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第21条の2第2項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること（知事が指定したものを除く。）。</u> (88)～(184) (略)

(185) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路（県が管理する一般国道及び県道並びに市町村が管理する市町村道をいう。次号において同じ。）について、道路管理者に工事施行の承認の申請をすること。

(186)～(200) (略)

(201) 道路法第22条第1項の規定により、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の施行を命ずること（橋りようの新設及び架換えを除く。）。

(202) 道路法第24条の規定により、道路に関する工事又は維持の承認をすること。

(203)～(226) (略)

(227) 新潟県道路工事承認規則第4条の規定による変更承認申請書の受理及び承認をすること。

(228) 新潟県道路工事承認規則第6条の規定により、完了届兼引渡書の受理並びに同条の規定による完了検査及び物件の引渡しを受けること。

(229)～(257) (略)

(258) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条第2項第4号の規定による意見書を交付すること（県管理道路に係るものに限り、かつ、同法第16条の規定により事業の認定を受けようとする事業により県管理道路の橋りようが新設され、又は架け換えられる場合を除く。）。

(259)～(544) (略)

2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(39) (略)

(40)から(43)まで (略)

(44)～(61) (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(66)の6 (略)

(185) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路（県が管理する一般国道及び県道並びに市町村が管理する市町村道をいう。次号において同じ。）について、道路管理者に工事施行の承認の申請をすること（県が管理する一般国道及び県道についての橋りようの新設及び架換え並びに道路の移設を除く。）。

(186)～(200) (略)

(201) 道路法第22条第1項の規定により、他の工事（農業用工作物に係るものに限る。）又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の施行を命ずること。

(202) 道路法第24条の規定により、道路に関する工事又は維持の承認をすること（橋りようの新設及び架換え並びに道路の移設を除く。）。

(203)～(226) (略)

(227) 新潟県道路工事承認規則第4条の規定による変更承認申請書の受理及び承認をすること（橋りようの新設及び架換え並びに道路移設の承認の変更を除く。）。

(228) 新潟県道路工事承認規則第6条の規定により、完了届兼引渡書の受理並びに同条の規定による完了検査及び物件の引渡しを受けること（橋りようの新設及び架換え並びに道路の移設の引渡しを受けることを除く。）。

(229)～(257) (略)

(258) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条第2項第4号の規定による意見書を交付すること（県管理道路に係るものに限り、かつ、同法第16条の規定により事業の認定を受けようとする事業により県管理道路の橋りようが新設され、又は架け換えられる場合及び県管理道路が移設される場合並びに当該事業により建設される施設が県管理道路と立体交差する場合を除く。）。

(259)～(544) (略)

2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(39) (略)

(40)及び(41) (略)

(42) 森林国営保険法施行令（昭和28年政令第245号）第8条の規定により、損害発生通知の受理をすること。

(43) 森林国営保険法施行令第9条の規定により、保険損害の実地調査（知事が指定したものを除く。）をすること。

(44)～(61) (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(66)の6 (略)

(66)の7 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第17条の規定により、第1種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること。

(66)の8 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第18条第1項の規定により、第1種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

(66)の9 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第18条第2項の規定による公表を行うこと。

(66)の10 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第18条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の11 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第48条の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすること。

(66)の12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第1項から第4項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(66)の13 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第5項の規定により、フロン類の充填、回収及び運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(66)の14 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第6項の規定により、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。

(66)の15 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第49条第7項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の16 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第91条の規定により、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めること。

(66)の17 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第1項の規定により、職員に、第1種特定製品の管理者等の事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させること。

(66)の18 (略)

(66)の19 (略)

(66)の20 (略)

(66)の21 (略)

(66)の22 (略)

(67) (略)

(68) 土壤汚染対策法第3条第3項の規定によ

(66)の7 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第23条の規定により、フロン類の回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすること。

(66)の8 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第24条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

(66)の9 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第24条第3項の規定により、フロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすること。

(66)の10 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第24条第4項の規定により、フロン類の回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすること。

(66)の11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第24条第5項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(66)の12 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第43条の規定により、フロン類の引渡し又は回収の実施の状況等に関し報告を求めること。

(66)の13 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第44条第1項の規定により、職員に、第1種特定製品整備者等の事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させること。

(66)の14 (略)

(66)の15 (略)

(66)の16 (略)

(66)の17 (略)

(66)の18 (略)

(67) (略)

(68) 土壤汚染対策法第3条第2項の規定によ

- り、土地の所有者等に対し、通知すること。
- (69) 土壤汚染対策法第3条第4項の規定により、同条第1項に規定する者が報告をせず、又は虚偽の報告をしたときに、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。
- (69)の2 土壤汚染対策法第3条第5項の規定による土地の利用の方法の変更の届出を受理すること。
- (69)の3 土壤汚染対策法第3条第6項の規定により、同条第1項ただし書の確認を取り消すこと。
- (69)の4～(136)の4 (略)
- (136)の5及び(136)の6 削除

- (136)の7～(136)の61 (略)
- (136)の62 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の届出を受理すること。
- (136)の63 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者等に対して、報告を求め、又は職員に質問若しくは立入検査をさせること（市町村が設置する幼保連携型認定こども園に係るものに限る。次号から第136号の67までにおいて同じ。）。
- (136)の64 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条の規定により、必要な改善を勧告し、又は命令すること。
- (136)の65 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条の規定による変更の届出を受理すること。
- (136)の66 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定による報告を受理すること。
- (136)の67 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第2項の規定により、認定こども園の設置者に対し報告を求めること。
- (137)～(155) (略)
- (156) 宅地建物取引業法第72条第3項の規定により、宅地建物取引士から必要な報告を求めること（知事が指定したものを除く。）。
- (157)～(212) (略)

4 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、柏崎、

- り、土地の所有者等に対し、通知すること。
- (69) 土壤汚染対策法第3条第3項の規定により、同条第1項に規定する者が報告をせず、又は虚偽の報告をしたときに、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。
- (69)の2 土壤汚染対策法第3条第4項の規定による土地の利用の方法の変更の届出を受理すること。
- (69)の3 土壤汚染対策法第3条第5項の規定により、同条第1項ただし書の確認を取り消すこと。
- (69)の4～(136)の4 (略)

- (136)の5 児童福祉法第34条の15の規定による家庭的保育事業に係る届出を受理すること。
- (136)の6 児童福祉法第34条の17第1項の規定により、家庭的保育事業を行う市町村に対して、報告を求め、又は職員に質問若しくは立入検査をさせること。
- (136)の7～(136)の61 (略)

- (137)～(155) (略)
- (156) 宅地建物取引業法第72条第3項の規定により、宅地建物取引主任者から必要な報告を求めること（知事が指定したものを除く。）。
- (157)～(212) (略)

4 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、柏崎、

上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 海岸法第10条第2項（同法第37条の8において準用する場合を含む。次号から第9号まで、第10号の2及び第10号の3において同じ。）の規定による国等のする行為（兼用工作物に係るものを除く。）について同意をすること。

(4) (略)

(5) 海岸法第12条第4項の規定により、あらかじめ公告して必要な措置を行い、又は行わせること（同法第5条第3項及び第4項の規定により港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行う区域に係るものを除く。次号から第10号の3までにおいて同じ。）。

(6) 海岸法第12条第5項の規定により、他の施設等を保管すること。

(7) 海岸法第12条第6項の規定により、他の施設等の保管に係る公示をすること。

(8) 海岸法第12条第7項の規定により、保管した他の施設等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(9) 海岸法第12条第8項の規定により、保管した他の施設等を廃棄すること。

(10) (略)

(10)の2 海岸法第23条第1項の規定により、災害時における現場の土地の使用、土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用、車両、運搬具等の使用又は工作物その他の障害物の処分をすること。

(10)の3 海岸法第23条第2項の規定により、災害時においてその付近に居住する者又は現場にある者を当該業務に従事させること。

(11)～(49) (略)

5～10 (略)

(福祉事務所長への委任)

第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(23) (略)

(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。

(25) 生活困窮者自立支援法第6条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業に係る支援を決定すること。

(26) 生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。

上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 海岸法第10条第2項（同法第37条の8において準用する場合を含む。次号から第9号までにおいて同じ。）の規定による国等のする行為（兼用工作物に係るものを除く。）について同意をすること。

(4) (略)

(5) 海岸法第12条第3項の規定により、あらかじめ公告して必要な措置を行い、又は行わせること（同法第5条第3項及び第4項の規定により港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行う区域に係るものを除く。次号から第10号までにおいて同じ。）。

(6) 海岸法第12条第4項の規定により、他の施設等を保管すること。

(7) 海岸法第12条第5項の規定により、他の施設等の保管に係る公示をすること。

(8) 海岸法第12条第6項の規定により、保管した他の施設等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(9) 海岸法第12条第7項の規定により、保管した他の施設等を廃棄すること。

(10) (略)

(11)～(49) (略)

5～10 (略)

(福祉事務所長への委任)

第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(23) (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。

(1)～(6) (略)

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号) 第119条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第120条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第123条及び新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成27年新潟県条例第27号) 第7条の規定により、運営規程を定めること。

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第125条において準用する同令第23条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第125条において準用する同令第29条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第125条において準用する同令第91条の規定により、協力医療機関を定めること。

3・4 (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(124) (略)

(125) 食品衛生法第28条第1項 (同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること (しば

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。

(1)～(6) (略)

(7) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第70号) 第105条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。

(8) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第106条第4項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。

(9) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第109条の規定により、運営規程を定めること。

(10) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第111条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(11) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第111条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(12) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第111条において準用する同条例第94条の規定により、協力医療機関を定めること。

3・4 (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(124) (略)

(125) 食品衛生法第28条第1項 (同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨時検査又は収去をさせること (阿賀

<p>たパッカーズ株式会社、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものを除く。次号、第128号及び第129号において同じ。)</p> <p>(126)～(130)の4 (略)</p> <p><u>(130)の5 食品表示法第6条第1項又は第3項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（アレルギー、消費期限その他の国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。次号から第130号の10までにおいて同じ。)</u></p> <p><u>(130)の6 食品表示法第6条第5項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(130)の7 食品表示法第6条第8項の規定により、必要な措置をとるべきこと又は業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(130)の8 食品表示法第8条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。</u></p> <p><u>(130)の9 食品表示法第12条第1項又は第2項の規定による申出を受けること。</u></p> <p><u>(130)の10 食品表示法第12条第3項の規定により、必要な調査を行い、適切な措置をとること。</u></p> <p>(131)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(食肉衛生検査センター所長への委任)</p> <p>第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。</p> <p>(1)～(7)の4 (略)</p> <p>(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして<u>臨検検査</u>又は収去をさせること（<u>しばたパッカーズ株式会社、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものに限る。次号から第10号の2までにおいて同じ。</u>）。</p> <p>(9)～(21) (略)</p>	<p><u>北食肉センター、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものを除く。次号、第128号及び第129号において同じ。)</u></p> <p>(126)～(130)の4 (略)</p> <p>(131)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(食肉衛生検査センター所長への委任)</p> <p>第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。</p> <p>(1)～(7)の4 (略)</p> <p>(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして<u>立入検査</u>又は収去をさせること（<u>阿賀北食肉センター、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものに限る。次号から第10号の2までにおいて同じ。</u>）。</p> <p>(9)～(21) (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。